

7月6日から「送り付け商法」すぐ捨ててOKに変更！

Q. 宅配便の配達があり、私の住所と氏名宛になっていたので荷物を受け取った。開封すると紙マスクが入っていたが注文した覚えはない。送り状に記載のある会社名は身に覚えが無く不安なので電話をかけていない。家族や友人にも荷物の確認をしたがわからなかった。どうしたらいいのだろう。

(56歳・女性)

A. 注文していないのに勝手に送り付けて、代金を請求する手口の「送り付け商法」と思われます。コロナ禍で家にいることが多くなり、この他にも海産物や健康食品等の被害が増加しています。不明な荷物は受け取り拒否することも有効ですが、受け取ってしまった場合、これまでは14日間保管しなければならず、そののち処分してよいとされていました。しかし、特定商取引法の改正で令和3年7月6日から「送り付け商法」に関するルールが変わり「一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能」となり保管する必要がなくなりました。返品を求められてもきっぱりと「返す必要はありません。」と言えます。事業者からの支払い請求にも応じる必要もありません。不安に思う場合は美幌町消費生活センターに相談してください。

消費生活のご相談は

美幌町消費生活センター

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10時～16時（年末年始・土日祝日を除く）